



教 健 体 第 7 0 号
令和4年(2022年)4月15日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長 (札幌市を除く。)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 堀 本 厚
北海道教育庁教職員局長 伊 賀 治 康

学校における新型コロナウイルス感染症対策について (通知)

各学校及び各市町村教育委員会におかれては、新型コロナウイルスの感染症対策に御尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、道内の新規感染者数は、高止まりの傾向にあり、引き続き、学校における感染拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校の教育活動を継続し、子ども一人一人の学びを保障していく必要があります。

この度、道が決定した「年度末、年度始めにおける感染再拡大防止対策」が終了することから、別紙「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について」を改訂しましたので通知します。

については、各道立学校及び市町村教育委員会においては、地域の感染状況等を的確に把握しながら、感染症対策の実効性の確保を図るとともに、各教育局においては、全道の感染状況や他校での感染予防の好事例等の提供により、各学校及び市町村教育委員会の取組を積極的に支援願います。

また、全ての学校において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を改めて確認の上、感染症対策に徹底して取り組むとともに、次の点に特に留意し、適切な対応をお願いします。

記

- 1 昨年度、部活動において感染が拡大した事例が多数報告されたことから、各競技団体等のガイドラインはもとより、衛生管理マニュアルに基づき、特に移動や更衣等の競技以外の場面も含めて感染症対策を徹底すること。また、当番校等による大会運営に当たっては、別添の「大会における感染症対策確認票」を活用すること。
- 2 臨時休業の取扱いについては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて」(令和4年(2022年)3月25日付け教健体第2312号通知)に基づき、適切に対応すること。
- 3 いじめや差別、偏見等の防止については、感染症に関する適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行うなど、感染者等に対するいじめや差別、偏見等につながる行為が生じないように十分に指導すること。
- 4 「新学期における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(令和4年(2022年)4月6日付け教健体第23号通知)の別添「保護者の皆様へ(2022.4.6Ver.12)」をPTAの役員会や総会等で配布するなどして、家庭と連携した感染症対策の徹底を図ること。

健康・体育課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課
生徒指導・学校安全課
福 利 課

学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について (2022. 4. 18改訂)

令和4年4月15日
北海道教育庁

1 学校運営に係る重点配慮

(1) 学校保健委員会の開催

校長は、学校保健委員会を開催し、学校医や学校薬剤師等と連携強化を図り、改めて「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(以下「衛生管理マニュアル」という。)に基づき取組を徹底すること。その際、特に次の事項を徹底すること。

ア 効果的な体温・体調管理ツールを活用した健康観察及び手洗い・マスクの着用など、基本的な感染症対策を徹底すること。

イ 児童生徒や教職員に発熱や咳等の症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養すること(同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合も同様)。また、必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をすること。なお、自宅で休養する場合、欠席扱いとならないことやオンライン等による学びの保障の取組について、当該児童生徒及び保護者に丁寧に説明すること。

ウ 換気の徹底や身体的距離の確保など、集団感染のリスクへの対応を徹底すること。

エ 各教科等、給食等の食事をとる場面、休み時間、登下校等における具体的な感染症対策を徹底すること。

オ 児童生徒が感染症等について正しく理解し、学校内外を問わず、適切な行動をとることができるよう指導を行うこと。

(ア) 感染症を予防するには、身体全体の抵抗力を高めるため、適度な運動、バランスの取れた食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。

(イ) マスクについては、その着用方法によって飛沫の補集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要であること。また、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、マスクの素材によって効果が異なることに留意するとともに、布マスクは1日1回洗濯をすることを保護者に適宜情報提供すること(不織布マスクを推奨)。

(ウ) 給食を含む食事の前後の手洗いを徹底するとともに、席の配置の工夫、食事の際は飛沫を飛ばさないよう会話を控える、食事後の歓談時にはマスクを着用するなどの対応が必要であること。

なお、給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮することが大切である。

(エ) 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないこと。また、ワクチン接種については、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに十分留意すること。

【参考】

・「感染症対策強化」のポイント



- ・マスク着用に関する啓発ビデオ（つけ方）
https://www.youtube.com/watch?v=26MDHomQU#Y&feature=emb_logo



- ・動画「北海道の冬季の寒さに配慮した学校の換気方法」
<https://www.youtube.com/watch?v=dbjLWFb1C7w>



- ・新型コロナウイルス感染症対策としての学校給食等の対応について
<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/corona020526kyusyokutaiou2.pdf>



- ・新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project



(2) 部活動の指導体制の強化

校長は、部活動顧問会議等（「北海道の部活動の在り方に関する方針」4ページ参照）を開催し、次の対策を徹底すること。

ア 健康観察を徹底するとともに、発熱や咳等の症状がある場合は、部活動を休み、症状がなくなるまで自宅等で休養すること（同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合も同様）。

イ 部活動前後には、常時マスクを正しく着用し、手指消毒又は手洗いを徹底すること。

ウ 部活動前後の会食等は控え、活動終了後速やかに帰宅するよう指導すること。

エ 部活動中においては、活動に支障がない限りマスクを着用すること。

オ 更衣室はできる限り換気に努め、マスクを着用し、会話を控えること。

カ 水分補給用のボトルやタオルなどを共有しないこと。

キ 卒業生等が部活動を訪問した際には、検温等により健康状態等を確認するとともに、卒業生等に対してマスクの着用等を依頼すること。

(3) ICTを活用した学びの保障

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、平常時におけるICT活用ルール等にとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、クラウドサービス等を活用した双方向のコミュニケーションにより、健康観察をはじめ、学習課題や授業動画等の配信、オンライン学習を実施すること。特に、小・中学校及び特別支援学校小中学部においては、児童生徒に1人1台端末が整備されたことを踏まえ、端末の持ち帰りを積極的に行うなど、配付された端末を最大限活用すること。

なお、休日に臨時休業等を決定した場合においても、端末を活用した学習等を実施することができるよう、例えば、毎週金曜日には児童生徒に端末を持ち帰らせたり、決定の翌日に感染対策を講じた上で、保護者や児童生徒に端末を配付したりするなど、あらかじめ準備しておくとともに、保護者とも共通理解を図っておくこと。

また、通信環境が整っておらず、自宅においてオンライン学習が実施できないなどの児童生徒に対しては、感染症対策を徹底した上で、学校等においてオンライン学習を行うなど、代替の対応を講じること。

教育局は各学校におけるオンライン学習実施の準備状況を把握し、未整備の学校に対しては、早急に準備を完了するよう必要な助言等を行うこと。

2 学校における留意事項

【期間：4月18日(月)～当面の間】

(1) 登下校・日課・授業

ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底し、集団で行う活動など感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は、実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」50～52ページ参照）。

イ 感染者が1人でも発生した場合は、「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業の取扱いについて」（令和4年(2022年)3月25日付け教健体第2312号通知）に基づき、可能な限り接触者のリストアップを行い、リストアップできた場合は、個別の出席停止の対応をすることにより、学級内での感染拡大の防止を図り、学級閉鎖を行わないなど、学びの保障に努めること。

(2) 寄宿舎

「新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について」（令和2年(2020年)2月26日付け事務連絡）等を踏まえて、共有スペースや空き舎室の活用、食堂等の利用人数の制限、食事の時間をずらすなどして、3つの密が重なりやすくなる場面のリスクを避ける取組を徹底すること。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認すること（「衛生管理マニュアル」78～81ページ参照）。

(3) 換気の徹底

寒冷な時季においても、サーキュレーターやCO₂モニター等の活用をはじめ、学校薬剤師等と連携して適切に換気を実施すること（「衛生管理マニュアル」33～37ページ参照）。

(4) 健康・行動チェック

日常生活をはじめ、修学旅行、部活動の大会等の事前・事後などの各場面において、児童生徒一人一人がICTを活用した入力フォーム「『さあチェック（SA-Check（セーフティ&アクションチェック））』の活用について」（令和3年(2021年)10月13日付け教健体第718号通知）等による健康・行動チェックを確実にし、教職員間で情報共有すること。

(5) 学校行事

ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。

イ 密集する運動や近距離で一斉に大きな声を出す活動など感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動は、実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」50～53ページ参照）。

(6) 修学旅行、宿泊研修等泊を伴う活動

ア 実施に当たっては、保護者の意向も十分踏まえること。

イ 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。

ウ 旅行先の受入れの可否を確認した上で、「修学旅行中における児童生徒の健康観察等について」（令和3年(2021年)4月28日付け教義第132号通知）、「修学旅行等の実施について」（令和3年(2021年)10月11日付け教義第683号通知）及び「令和4年度における修学旅行等について」（令和4年(2022年)4月14日付け教高第125号通知）を踏まえて実施すること。

エ 感染リスクの高い活動は、実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」50～53ページ参照）。

(7) 部活動(合宿等泊を伴う活動を含む。)

ア 活動(時間、人数、場所、内容)を厳選して、感染症対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止すること（「衛生管理マニュアル」53～56ページ参照）。

イ 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動など感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は、実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」54ページ参照）。

ウ 健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染症対策の全校指導体制を

確立すること。

エ 各競技団体のガイドラインに基づかない対外試合、他校との練習試合や合宿等は行わないこと。なお、各競技団体のガイドラインに基づき実施する際は、衛生管理マニュアル等を踏まえ、移動や更衣等の競技以外の場面も含めて感染症対策の徹底を図ること。

オ 合宿等泊を伴う活動は、上記「(6) 修学旅行、宿泊研修等泊を伴う活動」を参考にすることとし、宿泊部屋の人数については、できる限り削減すること。なお、道が実施する教育旅行支援事業支援金は対象外であること。

カ 部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策の徹底を図ること。

キ 大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染症対策を厳守すること。

ク 上記のほか、特別の事情がある場合は、所管の教育局又は市町村教育委員会に相談すること。

(8) PCR等検査

児童生徒等が感染不安でPCR等検査の受検を希望する場合については、「長期休業明けの学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和4年(2022年)1月12日付け教健体第1045号通知）で通知しているが、道では周囲に感染者が確認されたが、濃厚接触者から外れたりした行動歴等があるなど不安な場合は、受検するよう要請していることから、改めて、道の「PCR等検査無料化事業（一般検査事業）」を活用して無料で受検することを児童生徒及び保護者に周知すること。なお、道では道外・オミクロン株感染拡大地域に行っていた行動歴等があるなど不安な場合も受検するよう要請していること、また、道外等へ行く前であっても、日常生活において感染不安がある場合も受検可能であることから、次の①～⑤の場合で、児童生徒等が受検を希望する場合は、受検しやすい環境づくりに配慮すること。

①部活動の全道・全国の大会・コンクールに出場する場合

②集団宿泊的行事（修学旅行等）に参加する場合（管外への旅行の場合）

③医療機関、介護施設等の学校外で実習を行う場合

④就職試験、入学試験等の進路決定に関わる試験等を受ける場合（管外で受験等の場合）

⑤上記①～④のほか受入先や主催者等からPCR等検査の受検を求められている場合

3 部活動における大会等への参加（全道大会及び全国大会等への参加をいう。）

(1) 大会等参加への基本的な考え方

大会等主催者が、道教委からの要請（令和3年(2021年)10月11日付け教健体第711号）及び各競技団体等が作成している感染症対策ガイドラインに基づき運営している大会等は参加が可能であること。

(2) 大会等参加前

ア 大会等については、校長は大会等に参加する日から起算して5～7日前に学校保健委員会を開催し、大会等参加に当たっての感染症対策を協議するとともに、生徒が毎日報告している直近1週間分の健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）の内容を確認し、必要に応じて学校医にも相談した上で、健康面で不安のある生徒及びその家族に対し、道の「PCR等検査無料化事業（一般検査事業）」を活用して無料で受検することを促すなどの対策を行うこと（引率者についても、同様の対応を行うこと。）。また、新型コロナウイルス感染症が学校の所在する地域でまん延する状況にある場合や、学校保健委員会開催日から起算して1週間以内に校内で生徒や教職員等の感染事例がある場合は、特に感染症対策の徹底を図ること。

なお、道立学校においては、当該健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）を大会等参加の2日前に所管の教育局へ提出し、情報を共有すること。市町村立学校においては、当該市町村教育委員会に提出するなど情報共有を図る体制づくりに

努めること。

- イ 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止中の生徒及び同感染症により職務専念義務を免除されている教職員は参加させないこと。
- ウ 参加者は、主催者が作成した健康観察カード等に、体温、体調等を正確に記録するとともに、毎日、部活動の顧問等が確認すること。
- エ 参加者は、発熱や咳等の症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養する（同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合も同様）とともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。
- オ 全道大会など、他の管内に移動する場合は、極力人流を減らす観点から、参加者を厳選すること。
- カ 大会等参加に当たっては、保護者に主催者や部活動の感染症対策を確認した上で、承諾を得るとともに、家庭での感染症対策の徹底を依頼すること。
- キ 開催地に移動する場合は、常にマスクを着用し、会話を控えることはもとより、バス等の車両で移動する際は、車両の換気に加え、定期的に休憩を取り、車外に出るなどの対策を行うこと。
- ク 大会1週間前から、社会人や卒業生との合同練習等、外部との接触の機会については、地域のまん延状況を考慮して判断すること。

(3) 大会等期間中

- ア 毎日、引率者等が参加者の体温、体調等を確認するとともに、発熱や咳等の症状がある場合は、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。
- イ 大会等の期間は、主催者の新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項や指示を遵守すること。
- ウ 支障のない限りマスクを着用すること。
- エ 食事の際は、黙食を徹底し、会話をするときには必ずマスクを着用すること。
- オ 更衣室では、会話を控え、人数や時間を制限するなど密を回避すること。
- カ 会場に入る前は、主催者による検温、手指消毒等を徹底すること。
- キ 宿泊する場合は、できる限り部屋の人数を削減し、マスクの着用など感染症対策の徹底を図ること。また、宿泊施設によるガイドライン等に従うとともに、会場への移動以外、外出は控えること。
- ク 試合の場面以外では、マスクを着用し、他校の生徒との接触を控えること。
- ケ 競技中のベンチ等では、大声での指示出しや応援をせず、座って静かにすること。
- コ 保護者等の試合観戦については、主催者の指示等を遵守するよう予め伝えておくこと。

(4) 大会等終了後

- ア 開催地の感染状況を踏まえ、生徒は3日間程度休養したり、道の「PCR等検査無料化事業（一般検査事業）」や民間検査機関等のPCR検査等を活用したりするなど、感染拡大防止に努めること。

引率者等の教職員は、帰着後3日間程度、可能な限り生徒や他の教職員等との接触を減らすなど、感染症対策に万全を期すこと。なお、道立学校においては、この間において、校長が校務の運営に支障がないと認める場合には、「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における道立学校職員の在宅勤務実施要領」第2条第8号に定める「教育長が特に必要と認める職員」として在宅勤務の対象とするものとし、その承認に当たっては、教職員課への協議を不要とすること。また、市町村立学校においては、道立学校の例を参考に適切に対応すること。

校長は、大会等終了直後から1週間分の生徒の健康観察の内容を毎日確認し、必要に応じて学校保健委員会を開催し、学校医にも相談した上で、健康面で不安のある生徒及びその家族に対し、道の「PCR等検査無料化事業（一般検査事業）」を活用して無料で検査することを促すなどの対策を行うこと（引率者についても、同

様の対応を行うこと。)

イ 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。

4 臨時休業等の取扱い

衛生管理マニュアルに基づくとともに、児童生徒等が濃厚接触者となりPCR検査等を受検することとなった場合は、直ちに保護者等から連絡を受ける体制を整え、児童生徒と同居家族の感染状況を速やかに把握し、休業等の措置の準備をすること。受検者が陽性となった場合は可能な限りリストアップを行い、リストアップできた場合は、個別の出席停止の対応をとることにより、学級内での感染拡大の防止を図り、学級閉鎖を行わないなど、学びの保障に努めること。ただし、同時に多数の感染者が発生し、学校が感染拡大の場となる可能性がある状況においては、地域の実情に応じ、保健所等と連携を図るとともに、迅速に幅広の臨時休業の措置を取るなど、集団感染の発生防止に努めること。また、教職員の感染により、日課どおり授業が実施できないなど、教育活動に支障が生じることも考えられることから、状況に応じて、臨時休業や授業時間の短縮等適切に判断すること。なお、休業等の期間の長短にかかわらず、オンライン学習等により学びを保障するとともに、保護者が家庭で児童生徒の監護ができない場合や児童生徒の留守番が困難な場合等は、可能な範囲で学校等に居場所を確保するよう努めること。

また、児童生徒や同居家族の感染状況の把握に当たっては、十分家庭等と連携を図ること。

なお、このことについては、「「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知について」（令和4年(2022年)2月1日付け教健体第1126号通知)、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について」

(令和4年(2022年)2月2日付け教健体第1132号通知)及び「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて」（令和4年(2022年)3月25日付け教健体第2312号通知)を踏まえ、適切に対応すること。

5 学校での感染拡大時の対応

学校において集団感染が発生した場合は、「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和4年(2022年)1月21日付け教健体第1094号通知)の別添「学校における集団感染発生時の基本的対応」により対応するとともに、加えて、道立学校においては、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年(2022年)3月30日付け教福第2822号通知)により対応すること。

また、教職員に感染が広がり学校運営に支障が生じる場合に備え、学びの継続の観点から、教職員全員に感染が広がり臨時休業する場合や、半数程度の教職員に感染が広がった場合、一部の教職員に感染が広がった場合など、様々な場面を想定し、予め校内体制や教育課程、オンライン学習などをシミュレーションし、業務継続計画(BCP)に基づき、不測の事態に備えること。この点に関して、予め、学校の事業継続に著しい支障を来す場合に備えて、「学校教育活動継続支援事業」等を活用し、事前に検査キットを購入するなどして、教職員が速やかに検査を受けられる体制を整備すること。